



鳥取県公報

令和6年12月24日（火）
号外第100号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（48）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
	（49）（市町村課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
	鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例
	（50）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条
	例（51）（水環境保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（52）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 20
	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（53）（警察本部運転免許課）・・・・・・・・ 25

———公布された条例のあらまし———

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、安定した職業以外の職業に就いた受給資格者であって、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上であるものに対して支給される就業促進手当（以下「就業手当」という。）が廃止されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 就業手当に相当する退職手当について定めた規定を削る。
- (2) 雇用機会が不足している地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、知事が再就職を促進するために、職業安定法に基づく職業指導を行うことが適当であると認めた者に対して、退職手当の支給を延長する暫定措置の期間を令和9年3月31日まで（現行 令和7年3月31日まで）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(3)に関する事項を除き、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

旅券法施行令の一部が改正され、旅券の発給に係る事務処理方法が改められること等に鑑み、移譲事務を見直す。

2 条例の概要

- (1) 旅券法及び旅券法施行規則に基づく事務を処理する市町村等から倉吉市を削る。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年3月24日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

物価の上昇の状況等に鑑み、同意事業の適正な実施を確保するため、その実施に要する経費を負担する者に対する交付金の限度額を改めるとともに、指定施設の対象となる施設を見直す。

2 条例の概要

- (1) 最終処分場及び焼却施設に係る交付金の限度額を次のとおり引き上げるとともに、指定施設の対象となる施設から灰溶融施設を削る。

施設の種類及び規模		限度額	
		改正後	改正前
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに掲げるもの	7,500万円	5,000万円
	埋立容量が10万立方メートル以上20万立方メートル未満のもの		
	埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの	1億2,000万円	7,500万円
	埋立容量が30万立方メートル以上のもの	1億5,000万円	1億円
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに掲げるもの	3億5,000万円	1億円
	埋立容量が5万立方メートル以上15万立方メートル未満のもの		
	埋立容量が15万立方メートル以上25万立方メートル未満のもの	5億3,000万円	1億5,000万円

	げるもの	埋立容量が25万立方メートル以上のもの	7億円	2億円
焼 却 施 設	1日当たりの処理能力が10トン以上20トン未満のもの		7,500万円	5,000万円
	1日当たりの処理能力が20トン以上30トン未満のもの		1億2,000万円	7,500万円
	1日当たりの処理能力が30トン以上のもの		1億5,000万円	1億円

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

排水基準を定める省令の一部が改正され、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水の大腸菌による汚染状態を示す項目及び許容限度が改められたことに鑑み、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき定める上乗せ排水基準について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 1日当たりの平均的な排出水の量が25立方メートル以上50立方メートル未満の特定事業場に係る排出水の大腸菌による汚染状態を示す項目及び許容限度を次のとおり改める。

	改正後	現 行
項 目	大腸菌数	大腸菌群数
許容限度	日間平均1ミリリットルにつき800コロニー形成単位	日間平均1立方センチメートルにつき3,000個

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

(1) 旅券法施行令の一部が改正され、一般旅券の発給に係る事務について手数料の額の標準が改められたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、宅地建物取引業の免許等の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額の標準が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

(3) 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設及び手数料等の額の変更を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 一般旅券の発給に係る手数料の額（現行 2,000円（旅券法第20条第2項の適用を受ける場合は、4,000円））を次のとおり改める。

(ア) 電子情報処理組織を使用する方法による申請の場合 1件につき1,900円（旅券法第20条第2項の適用を受ける場合は、3,900円）

(イ) 書面による申請の場合 1件につき2,300円（旅券法第20条第2項の適用を受ける場合は、4,300円）

イ 宅地建物取引業の免許等の申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の免許の事務について新たに1件につき26,500円の手数料を徴収する。

ウ 教育職員の臨時免許状の授与等に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。

(ア) 教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,900円（現行 1,800円）

(イ) 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加のうち臨時免許状に係るもの 1件につき1,900円（現行 1,800円）

(ウ) 教育職員の免許状の書換交付又は再交付

a 免許状の書換交付 1件につき1,000円(現行 950円)

b 免許状の再交付 1件につき1,300円(現行 1,200円)

エ 県立中学校における卒業証明書その他の証明書の交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のものについて、1件につき420円の手数料を徴収する。

(2) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

保有個人情報に記載されている文書等の写しの送付に係る手数料を次のとおり引き上げる。

区分	単位	金額	
		改正後	現行
重量が25グラム以下のもの	1件につき	620円	590円
重量が25グラムを超え、50グラム以下のもの	1件につき	650円	630円
重量が50グラムを超え、100グラム以下のもの	1件につき	690円	650円
重量が100グラムを超え、150グラム以下のもの	1件につき	780円	720円
重量が150グラムを超え、250グラム以下のもの	1件につき	830円	760円
重量が250グラムを超え、500グラム以下のもの	1件につき	1,020円	900円
重量が500グラムを超え、1キログラム以下のもの	1件につき	1,260円	1,090円
重量が1キログラムを超え、2キログラム以下のもの	1件につき	1,860円	1,550円
重量が2キログラムを超え、4キログラム以下のもの	1件につき	2,260円	1,860円

(3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 診断料、検査料等について、使用料の額を次のとおり引き上げる。

区分	単位	金額	
		改正後	現行
人間ドック	1件につき	46,200円	44,000円
脳ドック	1件につき	41,100円	38,500円

イ 普通診断書等について、手数料の額を次のとおり引き上げる。

区分	単位	金額	
		改正後	現行
普通診断書	1通につき	2,290円	2,090円
健康診断書	1通につき	2,290円	2,090円
死亡診断書	1通につき	2,540円	2,310円
死体検案書	1通につき	4,710円	4,290円
変死体検案書	1通につき	4,710円	4,290円
通院入院証明書	1通につき	2,290円	2,090円
療養費支払証明書	1通につき	1,210円	1,100円
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき	2,290円	2,090円
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証	1通につき	1,210円	1,100円

明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)			
--------------------------------------	--	--	--

(4) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

(3)イに準じた改正を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) (1)エに関する事項 公布の日

(イ) (1)アに関する事項 令和7年3月24日

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

(1) 道路交通法の一部が改正され、個人番号カードに特定免許情報を記録することができることとされること等に伴い、当該事務等について新たに手数料を徴収する。

(2) 道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたこと等に伴い、当該事務に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

区分			金額
特定免許情報の記録	道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合	特定試験免除者	1件につき1,350円
		特定試験免除者以外の者	1件につき1,550円
	免許更新時に免許証不交付申出をする場合		1件につき800円
	道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び免許更新時の免許証不交付申出のいずれもしない場合		1件につき1,500円
	運転免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合		1件につき100円
運転免許証の交付	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対するもの		1件につき2,550円
免許情報記録の書換え	運転免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者		1件につき100円
	免許情報記録個人番号カードのみを有する者		1件につき1,550円
運転免許証及び免許情報記録の更新	運転免許証の有効期間の更新（経由申請をしない場合であって免許証不交付申出をするとき。）		1件につき1,300円
	免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であって経由地書換をするとき。	1件につき1,000円
		経由申請をする場合であって経由地書換をしないとき。	1件につき1,950円
		経由申請をしない場合	1件につき2,100円
	運転免許証及び免許情報記録の有効期間の更新		1件につき2,500円

		るとき。	
		経由申請をする場合であって経由地書換をしないとき。	1 件につき2,850円
		経由申請をしない場合	1 件につき2,950円
運転免許証の更新の申請の経由	経由地書換申出をする場合		1 件につき1,700円
運転経歴情報の記録			1 件につき900円
	運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合		1 件につき100円
更新時等講習	優良運転者オンライン講習		1 件につき200円
	一般運転者オンライン講習		1 件につき200円
	違反運転者等オンライン講習（特定基準不該当者）		1 件につき200円

(2) 次のとおり手数料の額を改める。

区分	金額	
	改正後	現行
運転免許試験	免許の種類等に応じ 750円～7,450円	免許の種類等に応じ 800円～7,650円
運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,850円～6,950円	免許の種類等に応じ 3,750円～6,400円
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,350円又は3,100円	使用する自動車に応じ 1,400円又は2,850円
運転免許証の交付	免許の種類等に応じ 1,100円～2,350円	免許の種類等に応じ 1,150円～2,050円
運転免許証の再交付	免許の種類に応じ 1,050円又は2,600円	免許の種類に応じ 1,150円又は2,250円
認知機能検査を行う者に対して行う講習	1回につき 1,150円又は1,400円	1回につき 1,200円又は1,450円
運転技能検査	1件につき3,650円	1件につき3,550円
技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～23,750円	免許の種類等に応じ 700円～23,400円
教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 650円～15,100円	免許の種類等に応じ 600円～14,550円
運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,100円～5,050円	免許の種類等に応じ 1,000円～4,400円
運転免許証の更新	1件につき 2,750円又は2,850円	1件につき 2,500円又は2,550円
運転免許証の更新の申請の経由	1件につき750円	1件につき550円
運転経歴証明書の交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
運転経歴証明書の再交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
国外運転免許証の交付	1件につき2,250円	1件につき2,350円
安全運転管理者等に対する講習	ア 1時間につき 850円～4,650円	ア 1時間につき 750円～4,450円
	イ 1件につき	イ 1件につき

	500円～13,900円	500円～12,500円
--	--------------	--------------

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和7年3月24日とする。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(失業者の退職手当) 第15条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> 15～17 略	(失業者の退職手当) 第15条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 15～17 略

附 則

1～5 略

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。））の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～18 略

19 令和9年3月31日以前に退職した職員であって第15条第1項、第3項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けるものに対しては、これら及び同条第10項に規定する場合のほか、そのものが特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（第15条第10項第2号ア又はイに掲げる者を除く。）である場合には、雇用保険法附則第5条の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第15条第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

20～28 略

附 則

1～5 略

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条（昭和59年法律第71号）及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～18 略

19 令和7年3月31日以前に退職した職員であって第15条第1項、第3項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けるものに対しては、これら及び同条第10項に規定する場合のほか、そのものが特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（第15条第10項第2号ア又はイに掲げる者を除く。）である場合には、雇用保険法附則第5条の規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第15条第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

20～28 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例第15条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（11） 略	境港市及び日野郡の町	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（11） 略	<u>倉吉市、</u> 境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（3） 略	境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（3） 略	<u>倉吉市、</u> 境港市及び日野郡の町
略		略	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に倉吉市が行った改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表2の2の項及び2の3の項に掲げる事務は、知事の行った事務とみなす。

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例（平成12年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(定義)				(定義)			
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			
(1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設であって、別表の左欄に掲げるものをいう。				(1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設並びに <u>焼却施設から発生する灰を溶融して処理する施設（以下「灰溶融施設」という。）</u> であって、別表の左欄に掲げるものをいう。			
(2)・(3) 略				(2)・(3) 略			
(指定施設の監視等)				(指定施設の監視等)			
第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、焼却施設にあっては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあっては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。				第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、焼却施設又は <u>灰溶融施設</u> にあっては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあっては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。			
2～4 略				2～4 略			
別表（第2条、第6条関係）				別表（第2条、第6条関係）			
産業廃棄物処理施設			限度額	産業廃棄物処理施設			限度額
最 終 処 分 場	廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律 施行令 （昭和46 年政令第 300号） 第7条第 14号ロに 掲げるも	埋立容量が 10万立方メ ートル以上 20万立方メ ートル未満 のもの	<u>7,500万円</u>	最 終 処 分 場	廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律 施行令 （昭和46 年政令第 300号） 第7条第 14号ロに 掲げるも	埋立容量が 10万立方メ ートル以上 20万立方メ ートル未満 のもの	<u>5,000万円</u>
		埋立容量が 20万立方メ ートル以上 30万立方メ ートル未満	<u>1億2,000万円</u>			埋立容量が 20万立方メ ートル以上 30万立方メ ートル未満	<u>7,500万円</u>

	の	のもの		の	のもの	
		埋立容量が 30万立方メ ートル以上 のもの	<u>1億5,000万円</u>			<u>1億円</u>
		廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律 施行令第 7条第14 号ハに掲 げるもの	<u>3億5,000万円</u>			<u>1億円</u>
		埋立容量が 15万立方メ ートル以上 25万立方メ ートル未満 のもの	<u>5億3,000万円</u>			<u>1億5,000万円</u>
	焼却施設	埋立容量が 25万立方メ ートル以上 のもの	<u>7億円</u>		焼却施設	<u>2億円</u>
		1日当たり の処理能力 が10トン以 上20トン未 満のもの	<u>7,500万円</u>			<u>5,000万円</u>
		1日当たり の処理能力 が20トン以 上30トン未 満のもの	<u>1億2,000万円</u>			<u>7,500万円</u>
	灰溶融施設	1日当たり の処理能力 が30トン以 上のもの	<u>1億5,000万円</u>		灰溶融施設	<u>1億円</u>
						5,000万円
						7,500万円

					1日当たり の処理能力 が25トン以 上のもの	1億円
--	--	--	--	--	----------------------------------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第 1 （第 2 条関係）						別表第 1 （第 2 条関係）					
1 第 3 条の表第 1 号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準						1 第 3 条の表第 1 号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準					
特定事業場の区分		1 日 当 たりの 平均的 な排出 水量 （単位 立方 メー トル）	項目及び許容限度			特定事業場の区分		1 日 当 たりの 平均的 な排出 水量 （単位 立方 メー トル）	項目及び許容限度		
			略	大腸菌 数 （単位 1 ミ リリッ トルに つきコ ロニー 形成単 位）	略				略	大腸菌 群数 （単位 1 立 方セン チメー トルに つ き 個）	略
				日 間 平 均						日 間 平 均	
既 設 特 定 事 業 場	豚房施設、 牛房施設又 は馬房施設 を設置する 特定事業場	25 以上 50未満	略	800	略	既 設 特 定 事 業 場	豚房施設、 牛房施設又 は馬房施設 を設置する 特定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	略
		略			略						
	畜産食料品 製造業、水 産食料品製 造業、動物 系飼料又は 有機質肥料 の製造業及 び動植物油 脂製造業に 係る特定事 業場	25 以上 50未満	略	800	略	畜産食料品 製造業、水 産食料品製 造業、動物 系飼料又は 有機質肥料 の製造業及 び動植物油 脂製造業に 係る特定事 業場	25 以上 50未満	略	3,000	略	
		略			略						
	し尿処理施 設（A）を設 置する特定	25 以上 50未満	略	800	略		し尿処理施 設（A）を設 置する特定	25 以上 50未満	略	3,000	略
		略			略						

	事業場					
	し尿処理施設（Ｂ）のみを設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略	
		略				
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略	
		略				
	その他の特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略	
		略				
	新設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略
			略			
		畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略
			略			
		し尿処理施設（Ａ）を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略
略						
し尿処理施設（Ｂ）のみを設置する特定事業場		25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略	
		略				
下水道終末処理施設を設置する特定事業場		25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略	
		略				
その他の特定事業場		25 以上 50未満	略	<u>800</u>	略	
		略				

2 第3条の表第2号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区	1 日 当	項目及び許容限度
---------	-------	----------

	事業場					
	し尿処理施設（Ｂ）のみを設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略	
		略				
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略	
		略				
	その他の特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略	
		略				
	新設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
			略			
		畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
			略			
		し尿処理施設（Ａ）を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
略						
し尿処理施設（Ｂ）のみを設置する特定事業場		25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略	
		略				
下水道終末処理施設を設置する特定事業場		25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略	
		略				
その他の特定事業場		25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略	
		略				

2 第3条の表第2号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区	1 日 当	項目及び許容限度
---------	-------	----------

分	たりの平均的な排出水量 (単位立方メートル)	略	大腸菌数 (単位 1 ミリ リットル につきコ ロニー形 成単位)	略
			日間平均	
パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場	25 以上 50未満	略	800	
	略			
その他の特定事業場	25 以上 50未満	略	800	
	略			

3 第3条の表第3号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分		1 日当たりの平均的な排出水量 (単位立方メートル)	項目及び許容限度		
			略	大腸菌数 (単位 1 ミリ リットルにつきコロニー形成単位)	略
			日間平均		
既設特定事業場	旅館業に係る特定事業場及びし尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	800	略
		略			
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	800	略
		略			
	その他の特定事業場	25 以上 50未満	略	800	略
		略			
新設	旅館業に係る特定事業場	25 以上 50未満	略	800	略

分	たりの平均的な排出水量 (単位立方メートル)	略	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	略
			日間平均	
パルプ製造業及び木材化学工業に係る特定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	
	略			
その他の特定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	
	略			

3 第3条の表第3号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分		1 日当たりの平均的な排出水量 (単位立方メートル)	項目及び許容限度		
			略	大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	略
			日間平均		
既設特定事業場	旅館業に係る特定事業場及びし尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	略
		略			
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	略
		略			
	その他の特定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	略
		略			
新設	旅館業に係る特定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	略

分		たりの 平均的 な排出 水量 (単位 立方 メート ル)	略	大腸菌群 数 (単位 1 立方セ ンチメー トルにつ き個)	略
				日間平均	
パルプ製造業及 び木材化学工業 に係る特定事業 場	25 以上 50未満	略	略	3,000	
	略				
その他の特定事 業場	25 以上 50未満	略	略	3,000	
	略				

3 第3条の表第3号に掲げる区域に適用する上
乗せ排水基準

特定事業場の区分		1 日 当 たりの 平均的 な排出 水量 (単位 立方 メート ル)	項目及び許容限度		
			略	大 腸 菌 群数 (単位 1 立 方セン チメー トルに つ き 個)	略
				日 間 平 均	
既 設 特 定 事 業 場	旅館業に係 る特定事業 場及びし尿 処 理 施 設 (B)のみを 設置する特 定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
	下水道終末 処理施設を 設置する特 定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
		その他の特 定事業場	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>
略					
新 設	旅館業に係 る特定事業	25 以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略

特 定 事 業 場	場及びし尿 処 理 施 設 (B)のみを 設置する特 定事業場	略				
	下水道終末 処理施設を 設置する特 定事業場	25 以上 50未満	略	800	略	
		略				
	その他の特 定事業場	25 以上 50未満	略	800	略	
略						

備考 略

特 定 事 業 場	場及びし尿 処 理 施 設 (B)のみを 設置する特 定事業場	略				
	下水道終末 処理施設を 設置する特 定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	略	
		略				
	その他の特 定事業場	25 以上 50未満	略	3,000	略	
略						

備考 略

別表第 2 (第 2 条関係)

みなし指定地域特定施設を設置する特定事業場に
係る第 3 条の表第 1 号に掲げる区域に適用する上乗
せ排水基準

特 定 事 業 場 の 区 分		1 日 当 たりの 平均的 な排出 水量 (単位 立方 メー トル)	項目及び許容限度		
			略	大 腸 菌 数 (単位 1 ミ リリッ トルに つきコ ロニー 形成単 位)	略
				日間平 均	
既 設 特 定 事 業 場	みなし指定 地域特定施 設であるち ゅう房施 設、洗浄施 設又は入浴 施設を設置 する病院	25 以上 50未満	略	800	略
		略			
	みなし指定 地域特定施 設であるし 尿浄化槽の みを設置す る特定事業 場	25 以上 50未満	略	800	略
		略			

別表第 2 (第 2 条関係)

みなし指定地域特定施設を設置する特定事業場に
係る第 3 条の表第 1 号に掲げる区域に適用する上乗
せ排水基準

特 定 事 業 場 の 区 分		1 日 当 たりの 平均的 な排出 水量 (単位 立方 メー トル)	項目及び許容限度		
			略	大 腸 菌 群数 (単位 1 立 方セン チメー トルに つ き 個)	略
				日間平 均	
既 設 特 定 事 業 場	みなし指定 地域特定施 設であるち ゅう房施 設、洗浄施 設又は入浴 施設を設置 する病院	25 以上 50未満	略	3,000	略
		略			
	みなし指定 地域特定施 設であるし 尿浄化槽の みを設置す る特定事業 場	25 以上 50未満	略	3,000	略
		略			

新 設 特 定 事 業 場	みなし指定 地域特定施 設であるち ゅう房施 設、洗浄施 設又は入浴 施設を設置 する病院	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
	みなし指定 地域特定施 設であるし 尿浄化槽の みを設置す る特定事業 場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
備考 略					

新 設 特 定 事 業 場	みなし指定 地域特定施 設であるち ゅう房施 設、洗浄施 設又は入浴 施設を設置 する病院	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
	みなし指定 地域特定施 設であるし 尿浄化槽の みを設置す る特定事業 場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
備考 略					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) 略 (4) 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア <u>電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により申請をする場合 1件につき1,900円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円)</u> イ <u>その他の場合 1件につき2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,300円)</u> (5)～(144) 略 (145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき11,600円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出す	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) 略 (4) 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給 <u>1件につき2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円)</u> (5)～(144) 略 (145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u> ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき11,600円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により<u>同項に規定する</u>電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号におい

る場合」という。)にあつては、1件につき11,100円) イ〜キ 略 (146)〜(304) 略 (305) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許 1件につき33,000円 <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円)</u> (306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円 <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円)</u> (307)〜(317) 略 (318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,900円 (318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 略 イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,900円 (319) 略 (320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 免許状の書換交付 1件につき1,000円 イ 免許状の再交付 1件につき1,300円 (321)〜(323) 略 <u>(323の2) 鳥取県立中学校における卒業証明書その他の証明書の交付であつて、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円</u> (324)〜(328) 略 2 略	て「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき11,100円) イ〜キ 略 (146)〜(304) 略 (305) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許 1件につき33,000円 (306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円 (307)〜(317) 略 (318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,800円 (318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 略 イ 臨時免許状に係るもの 1件につき1,800円 (319) 略 (320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 免許状の書換交付 1件につき950円 イ 免許状の再交付 1件につき1,200円 (321)〜(323) 略 (324)〜(328) 略 2 略
---	--

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			
別表（第16条関係）			
手数料 の種類	開示の実施の方法		手数料の額
略			
写しの 送付に 係る手 数料	写し の交 付に 送付 を伴 うも の	重量が25グラム 以下のもの	1 件につき <u>620円</u>
		重量が25グラム を超え、50グラ ム以下のもの	1 件につき <u>650円</u>
		重量が50グラム を超え、100グラ ム以下のもの	1 件につき <u>690円</u>
		重量が100グラム を超え、150グラ ム以下のもの	1 件につき <u>780円</u>
		重量が150グラム を超え、250グラ ム以下のもの	1 件につき <u>830円</u>
		重量が250グラム を超え、500グラ ム以下のもの	1 件につき <u>1,020円</u>
		重量が500グラム を超え、1 キロ グラム以下のも の	1 件につき <u>1,260円</u>
		重量が 1 キログ ラムを超え、2 キログラム以下 のもの	1 件につき <u>1,860円</u>
		重量が 2 キログ ラムを超え、4 キログラム以下 のもの	1 件につき <u>2,260円</u>

改 正 前			
別表（第16条関係）			
手数料 の種類	開示の実施の方法		手数料の額
略			
写しの 送付に 係る手 数料	写し の交 付に 送付 を伴 うも の	重量が25グラム 以下のもの	1 件につき <u>590円</u>
		重量が25グラム を超え、50グラ ム以下のもの	1 件につき <u>630円</u>
		重量が50グラム を超え、100グ ラム以下のもの	1 件につき <u>650円</u>
		重量が100グラム を超え、150グラ ム以下のもの	1 件につき <u>720円</u>
		重量が150グラム を超え、250グラ ム以下のもの	1 件につき <u>760円</u>
		重量が250グラム を超え、500グラ ム以下のもの	1 件につき <u>900円</u>
		重量が500グラム を超え、1 キロ グラム以下のも の	1 件につき <u>1,090円</u>
		重量が 1 キログ ラムを超え、2 キログラム以下 のもの	1 件につき <u>1,550円</u>
		重量が 2 キログ ラムを超え、4 キログラム以下 のもの	1 件につき <u>1,860円</u>

（鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
1 診断料、検査料等		1 診断料、検査料等	

区分	金額	区分	金額
略		略	
人間ドック	1件につき <u>46,200円</u>	人間ドック	1件につき <u>44,000円</u>
脳ドック	1件につき <u>41,100円</u>	脳ドック	1件につき <u>38,500円</u>
略		略	
2～11 略		2～11 略	
備考 略		備考 略	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区分	金額	区分	金額
普通診断書	1通につき <u>2,290円</u>	普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,290円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>
略		略	
死亡診断書	1通につき <u>2,540円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>
死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>
変死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>
略		略	
通院入院証明書	1通につき <u>2,290円</u>	通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>
療養費支払証明書	1通につき <u>1,210円</u>	療養費支払証明書	1通につき <u>1,100円</u>
略		略	
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき <u>2,290円</u>	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき <u>2,090円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき <u>1,210円</u>	通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき <u>1,100円</u>
略		略	

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）				
<table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </table>	区分	金額	<table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </table>	区分	金額
区分	金額				
区分	金額				

普通診断書	1通につき <u>2,290円</u>	普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,290円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>
死亡診断書	1通につき <u>2,540円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>
略		略	
死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>
変死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>
通院入院証明書	1通につき <u>2,290円</u>	通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>
略		略	
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,290円</u>	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,090円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)	1通につき <u>1,210円</u>	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書 (医師の記載が必要なものを除く。)	1通につき <u>1,100円</u>
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第323号の次に1号を加える改正規定 公布の日
 (2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第4号及び第145号の改正規定 令和7年3月24日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第4号の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる一般旅券の発給の申請について適用し、同日前に行われた一般旅券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(手数料の徴収)		(手数料の徴収)	
第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。		第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。	
(1)～(33) 略		(1)～(33) 略	
(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額		(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額	
区分	金額	区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験		1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,650円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,550円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることができ	1件につき <u>750円</u>	ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができ	1件につき <u>800円</u>

きなかったとき。 イ ア以外のとき。 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。 イ ア以外のとき。 2 普通自動車免許に係る試験 (1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証等</u>の更新を受けることができなかった	1件につき<u>1,950円</u> 1件につき<u>6,900円</u> 1件につき<u>3,900円</u> 1件につき<u>1,900円</u> 1件につき<u>750円</u>	な かつ た と き。 イ ア以外のとき。 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。 イ ア以外のとき。 2 普通自動車免許に係る試験 (1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため<u>免許証</u>の更新を受けることができなかった	1件につき<u>1,900円</u> 1件につき<u>6,600円</u> 1件につき<u>4,100円</u> 1件につき<u>1,750円</u> 1件につき<u>800円</u>
---	---	---	---

とき。			き。		
イ ア以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>		イ ア以外のとき。	1件につき <u>1,900円</u>	
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合			(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,300円</u>		ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,350円</u>	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,500円</u>		イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,550円</u>	
3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は ^{けん} 牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは ^{けん} 牽引第2種免許に係る試験			3 特定第1種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は ^{けん} 牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第2種免許若しくは ^{けん} 牽引第2種免許に係る試験		
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>		(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>	
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合			(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		
ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることが	1件につき <u>750円</u>		ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることがで	1件につき <u>800円</u>	

できなかったとき。			きなかったとき。		
イ ア以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>		イ ア以外のとき。	1件につき <u>1,900円</u>	
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合			(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,550円</u>		ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,050円</u>	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,800円</u>		イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,600円</u>	
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験			4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験		
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合			(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合		
ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることができなかったとき。	1件につき <u>750円</u>		ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかったとき。	1件につき <u>800円</u>	
イ ア以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>		イ ア以外のとき。	1件につき <u>1,900円</u>	
(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>1,600円</u>		(2) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき <u>1,500円</u>	
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験			5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験		
(1) 道路交通法	1件につき <u>1,800円</u>		(1) 道路交通法	1件につき <u>1,700円</u>	

第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	
ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等</u> の更新を受けることができなかったとき。	1件につき <u>750円</u>	ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証</u> の更新を受けることができなかったとき。	1件につき <u>800円</u>
イ ア以外の場合。	1件につき <u>1,950円</u>	イ ア以外の場合。	1件につき <u>1,900円</u>
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>7,450円</u>	ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>7,650円</u>
イ ア以外の場合。	1件につき <u>4,500円</u>	イ ア以外の場合。	1件につき <u>4,800円</u>
6 仮運転免許に係る試験		6 仮運転免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,800円</u>	(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>
(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当	1件につき <u>1,650円</u>	(2) 道路交通法第97条の2第1項第4号に該当	1件につき <u>1,550円</u>

して同項の規定 の適用を受ける 場合 (3) 道路交通法 第97条の2第1 項の規定の適用 を受けない場合 ア 技能試験を 公安委員会が 提供する自動 車を使用して 受けるとき。 イ ア以外のと き。	1件につき <u>4,700円</u> 1件につき <u>2,950円</u>
(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づ く検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定 める額 ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転 免許又は準中型自動車仮運転免許を受けてい る者に対するもの (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用し て受ける <u>とき。</u> 1件につき <u>6,950円</u> (イ) (ア)以外の <u>とき。</u> 1件につき <u>3,950円</u> イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対 するもの (ア) 公安委員会が提供する自動車を使用し て受ける <u>とき。</u> 1件につき <u>4,650円</u> (イ) (ア)以外の <u>とき。</u> 1件につき <u>3,850円</u> (35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転する ことができる自動車等の種類の限定の解除のた めの審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに 定める額 ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受 ける場合 1件につき <u>3,100円</u> イ ア以外の場合 1件につき <u>1,350円</u> (36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運 転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応 じ、それぞれに定める額 ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る 免許証 (ア) 道路交通法施行令第33条の6の2第6 号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証 等</u> の更新を受けることができなかった者で あって、道路交通法第97条の2第1項第3 号に該当して同項の規定の適用を受けたも	1件につき <u>4,350円</u> 1件につき <u>2,900円</u>

の（以下「特定試験免除者」という。）に対するもの 1件につき2,100円（日を同じくして第1種運転免許又は第2種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対するものの場合にあつては、1,900円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額）

（イ）（ア）以外のもの 1件につき2,350円（複数免許取得者に対するものの場合にあつては、2,150円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額）

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円

（37）道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,600円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,050円

（37の2）道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合

（ア）特定試験免除者に係るもの 1件につき1,350円（複数免許取得者に係るものにあつては、1,150円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額）

（イ）（ア）以外のもの 1,550円（複数免許取得者に係るものにあつては、1,350円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額）

イ 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 1件につき800円

ウ 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれもしない場合 1件につき1,500円（道路交通法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に

のに対するもの 1件につき1,700円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

（イ）（ア）に掲げるもの以外のもの 1件につき2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額）

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150円

（37）道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,250円

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150円

係るものを除く。)の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)

(37の3) 道路交通法第95条の2第11項の規定に基づく運転免許証の交付 1件につき2,550円

(37の4) 道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 免許証(仮運転免許に係るものを除く。)及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係るもの 1件につき100円

イ ア以外のもの 1件につき1,550円(複数免許取得者の場合は、1,350円に与える免許1種類ごとに200円を加算した額)

(37の5) 略

(37の6) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であつて、公安委員会が定めるものの実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき1,150円

イ ア以外の場合 1回につき1,400円

(37の7) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の実施 1件につき3,650円

(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,750円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	3,800円
2 自動車の運転技能に関する観察及	6,350円

(37の2) 略

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を行う者に対して行う講習であつて、公安委員会が定めるものの実施次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき1,200円

イ ア以外の場合 1回につき1,450円

(37の4) 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査の実施 1件につき3,550円

(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,400円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	4,000円
2 自動車の運転技能に関する観察及	6,700円

び採点の技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。) 3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者 4・5 略 6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者 7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 8 略	略 13,100円 略 5,550円 2,600円 略	び採点の技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。) 3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者 4・5 略 6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者 7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 8 略	略 13,050円 略 5,500円 2,350円 略
イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,450円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)		イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき14,700円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)	
区分	金額	区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	1,200円	1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	1,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	1,900円	2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	2,100円
3～5 略	略	3～5 略	略
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,350円	6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,300円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,550円	7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,650円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を	2,400円	8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を	2,550円

免除される者	
ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき <u>19,800円</u> （次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）	
区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,650円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,250円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>10,800円</u>
4・5 略	略
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,350円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,850円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,000円</u>
エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき <u>22,200円</u> （次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）	
区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の	<u>4,450円</u>

免除される者	
ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき <u>19,500円</u> （次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）	
区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,550円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>6,100円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>10,550円</u>
4・5 略	略
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>4,300円</u>
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	<u>1,900円</u>
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>2,050円</u>
エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき <u>21,500円</u> （次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）	
区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の	<u>4,250円</u>

運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）		運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,750円</u>	2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>7,400円</u>
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>15,100円</u>	3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>14,550円</u>
4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>3,750円</u>	4 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	<u>3,700円</u>
5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	<u>2,600円</u>	5 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者	<u>2,550円</u>

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき15,100円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の	<u>3,800円</u>

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,550円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の	<u>4,000円</u>

運転技能の審査を 免除される者（3 の項に掲げる者を 除く。） 2 略 3 1の項及び2の 項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者 4～6 略 7 5の項及び6の 項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者 8 教習指導員とし て必要な教育につ いての知識の審査 を免除される者	略 <u>8,200円</u> <u>3,400円</u> <u>1,550円</u>	運転技能の審査を 免除される者（3 の項に掲げる者を 除く。） 2 略 3 1の項及び2の 項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者 4～6 略 7 5の項及び6の 項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者 8 教習指導員とし て必要な教育につ いての知識の審査 を免除される者	略 <u>7,800円</u> <u>3,350円</u> <u>1,500円</u>
イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につ き <u>9,950円</u> （次の表の左欄に掲げる者である場 合にあっては、その額から、同表の右欄に定 める額を減じた額）		イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につ き <u>9,650円</u> （次の表の左欄に掲げる者である場 合にあっては、その額から、同表の右欄に定 める額を減じた額）	
区分 1 教習指導員とし て必要な自動車の 運転技能の審査を 免除される者（3 の項に掲げる者を 除く。） 2 略 3 1の項及び2の 項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者 4 略 5 道路交通法第 108条の28第4項 に規定する教則の 内容となっている 事項その他自動車 の運転に関する知 識の審査を免除さ れる者（7の項に 掲げる者を除く。）	金額 <u>1,200円</u> <u>3,900円</u> <u>1,350円</u>	区分 1 教習指導員とし て必要な自動車の 運転技能の審査を 免除される者（3 の項に掲げる者を 除く。） 2 略 3 1の項及び2の 項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者 4 略 5 道路交通法第 108条の28第4項 に規定する教則の 内容となっている 事項その他自動車 の運転に関する知 識の審査を免除さ れる者（7の項に 掲げる者を除く。）	金額 <u>1,250円</u> <u>3,700円</u> <u>1,300円</u>

6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,350円</u>
7・8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
12,000円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,650円</u>
2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>5,900円</u>
4～8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,450円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,100円</u>
3 1の項及び2の	<u>9,500円</u>

6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（7の項に掲げる者を除く。）	<u>1,300円</u>
7・8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき
11,850円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>3,550円</u>
2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>5,750円</u>
4～8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき12,450円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>4,250円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者（3の項に掲げる者を除く。）	<u>2,050円</u>
3 1の項及び2の	<u>9,150円</u>

項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者		項に掲げる審査細 目のいずれをも免 除される者	
4 道路運送法第2 条第3項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第2条第1項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識の審査を免除さ れる者	2,600円	4 道路運送法第2 条第3項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第2条第1項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識の審査を免除さ れる者	2,550円

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免 許に係る再試験 (1) 道路交通法 第100条の2第2 項に規定する準 中型自動車の運 転について必要 な技能について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受けると き。 (2) (1)以外の とき。	1件につき5,050円 1件につき2,050円
2 普通自動車免許 に係る再試験 (1) 道路交通法 第100条の2第2 項に規定する普 通自動車の運転 について必要な 技能について行 う試験を公安委 員会が提供する 自動車を使用し	1件につき2,750円

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づ
く再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の
区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免 許に係る再試験 (1) 道路交通法 第100条の2第2 項に規定する準 中型自動車の運 転について必要 な技能について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受けると き。 (2) (1)以外の とき。	1件につき4,400円 1件につき1,900円
2 普通自動車免許 に係る再試験 (1) 道路交通法 第100条の2第2 項に規定する普 通自動車の運転 について必要な 技能について行 う試験を公安委 員会が提供する 自動車を使用し	1件につき2,550円

て受けるとき。		て受けるとき。	
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>	(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,750円</u>
3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験		3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,550円</u>	(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,100円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,800円</u>	(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,650円</u>
4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,100円</u>	4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき <u>1,000円</u>

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく <u>免許証等</u> の有効期間の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額	(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく <u>免許証</u> の有効期間の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア <u>免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</u>	ア <u>道路交通法第101条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合</u> <u>1件につき2,550円</u>
(ア) <u>道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下「経由申請」という。）をする場合</u> <u>1件につき2,750円</u>	
(イ) <u>更新時不交付申出をする場合（(ア)の場合を除く。）</u> <u>1件につき1,300円</u>	
(ウ) <u>(ア)及び(イ)以外の場合</u> <u>1件につき2,850円</u>	
イ <u>免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）</u>	イ <u>ア以外の場合</u> <u>1件につき2,500円</u>
(ア) <u>経由申請をする場合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下「経由地書換申出」という。）をするとき。</u> <u>1件につき1,000円</u>	

(イ) 経由申請をする場合であって、経由地
書換申出をしないとき。 1件につき1,950

円

(ウ) 経由申請をしない場合 1件につき
2,100円

ウ 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録
の有効期間の更新

(ア) 経由申請をする場合であって、経由地
書換申出をするとき。 1件につき2,500円

(イ) 経由申請をする場合であって、経由地
書換申出をしないとき。 1件につき2,850

円

(ウ) 経由申請をしない場合 1件につき
2,950円

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規
定に基づく免許証等の更新の申請の經由事務 次
に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 経由地書換申出をする場合 1件につき
1,700円

イ 経由地書換申出をしない場合 1件につき
750円

(43の3) 道路交通法第105条の2第2項の規定に
基づく運転経歴証明書の交付又はその再交付
1件につき1,150円

(44) 道路交通法第105条の2第4項の規定に基
づく運転経歴情報の記録 1件につき900円（道路
交通法第105条の2第2項の規定に基づく運転経
歴証明書の交付又はその再交付と同時に記録を
受ける場合にあっては、100円）

(45) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基
づく国外運転免許証の交付 1件につき2,250円

(46) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基
づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108 条の2第1項第1 号に掲げる講習	1時間につき850円
2 道路交通法第108 条の2第1項第2 号に掲げる講習	1時間につき2,400円
3 略	略
4 道路交通法第108 条の2第1項第4 号に掲げる講習	

(43の2) 道路交通法第101条の2の2第1項の規
定に基づく免許証の更新の申請の經由事務 1
件につき550円

(43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に
基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,100
円

(43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定に
より交付された運転経歴証明書の再交付 1件
につき1,100円

(44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基
づく国外運転免許証の交付 1件につき2,350円

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基
づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区
分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 道路交通法第108 条の2第1項第1 号に掲げる講習	1時間につき750円
2 道路交通法第108 条の2第1項第2 号に掲げる講習	1時間につき2,350円
3 略	略
4 道路交通法第108 条の2第1項第4 号に掲げる講習	

	(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	1時間につき <u>4,650円</u>		(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	1時間につき <u>4,450円</u>	
	(2) 準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	1時間につき <u>3,800円</u>		(2) 準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	1時間につき <u>3,500円</u>	
	(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>3,050円</u>		(3) 普通自動車免許に係るもの	1時間につき <u>2,800円</u>	
5	道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習			5	道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
	(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,300円</u>		(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,150円</u>	
	(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,200円</u>		(2) 普通自動二輪車免許に係るもの	1時間につき <u>4,000円</u>	
6	道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,750円</u>		6	道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき <u>1,500円</u>
7	道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,200円</u>		7	道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習	1時間につき <u>3,100円</u>
8	道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,850円</u>		8	道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき <u>1,400円</u>
9	道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>900円</u>		9	道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき <u>750円</u>
10	道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習			10	道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
	(1) 準中型自動車免許に係るもの	<u>1件につき1,000円に</u> <u>1時間につき2,300円</u>		(1) 準中型自動車免許に係るもの	<u>1時間につき2,150円</u>	

の	を加算した額	の	
(2) 普通自動車 免許に係るもの	<u>1件につき1,000円に</u> <u>1時間につき2,150円</u> を加算した額	(2) 普通自動車 免許に係るもの	<u>1時間につき2,050円</u>
(3) 大型自動二 輪車免許に係る もの	<u>1件につき1,000円に</u> <u>1時間につき2,850円</u> を加算した額	(3) 大型自動二 輪車免許に係る もの	<u>1時間につき2,700円</u>
(4) 普通自動二 輪車免許に係る もの	<u>1件につき1,000円に</u> <u>1時間につき2,700円</u> を加算した額	(4) 普通自動二 輪車免許に係る もの	<u>1時間につき2,550円</u>
(5) 原動機付自 転車免許に係る もの	<u>1件につき1,000円に</u> <u>1時間につき2,550円</u> を加算した額	(5) 原動機付自 転車免許に係る もの	<u>1時間につき2,450円</u>
11 道路交通法第108 条の2第1項第11 号に掲げる講習		11 道路交通法第108 条の2第1項第11 号に掲げる講習	
(1) 道路交通法 第95条の6第1 項の表の備考一 のロに規定する 優良運転者に対 するもの		(1) 道路交通法 第92条の2第1 項の表の備考一 の2に規定する 優良運転者に対 するもの	<u>1件につき500円</u>
ア 公安委員会 の使用に係る 電子計算機と 講習を受ける 者の使用に係 る電子計算機 とを電気通信 回線で接続し た電子情報処 理組織を使用 する方法によ る講習（以下 「オンライン 講習」とい う。）の場合	<u>1件につき200円</u>		
イ ア以外の場 合	<u>1件につき500円</u>		
(2) 道路交通法 第95条の6第1 項の表の備考一 のハに規定する 一般運転者に対 するもの		(2) 道路交通法 第92条の2第1 項の表の備考一 の3に規定する 一般運転者に対 するもの	<u>1件につき800円</u>

	ア オンライン講習の場合 1件につき200円				
	イ ア以外の場合 1件につき800円				
	(3) 道路交通法第95条の6第1項の表の備考一の二に規定する違反運転者等に対するもの ア 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの (ア) オンライン講習の場合 1件につき200円			(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対するもの ア 道路交通法施行令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するもの 1件につき800円	
	(イ) (ア)以外の場合 1件につき800円				
	イ ア以外のもの 1件につき1,400円			イ ア以外のもの 1件につき1,350円	
12	道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 (1) 道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除 1件につき6,600円			道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 (1) 道路交通法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除 1件につき6,450円	

く。)に対するもの (2) 普通自動車 対応免許を受けている者(道路 交通法第97条の 2第1項第3号 イ若しくはハに 掲げる者又は同 法第101条の4第 3項の規定の適 用を受ける者に 限る。)又は第 1種運転免許若 しくは第2種運 転免許であって 普通自動車対応 免許以外のもの のみを受けてい る者に対するも の	1件につき <u>2,950円</u>	く。)に対するもの (2) 普通自動車 対応免許を受けている者(道路 交通法第97条の 2第1項第3号 イ若しくはハに 掲げる者又は同 法第101条の4第 3項の規定の適 用を受ける者に 限る。)又は第 1種運転免許若 しくは第2種運 転免許であって 普通自動車対応 免許以外のもの のみを受けてい る者に対するも の	1件につき <u>2,900円</u>
13 道路交通法第108 条の2第1項第13 号に掲げる講習 (1) <u>自動車等</u> <u>(これに準ずる</u> <u>ものとして国家</u> <u>公安委員会規則</u> <u>で定める装置を</u> <u>含む。)</u>を使用 <u>する指導を含む</u> もの	1件につき <u>13,900円</u>	13 道路交通法第108 条の2第1項第13 号に掲げる講習 (1) <u>道路交通法</u> <u>施行令第43条第</u> <u>1項の表の国家</u> <u>公安委員会規則</u> <u>で定めるもの</u>	1件につき <u>9,050円</u>
(2) (1)以外の もの	1件につき <u>10,350円</u>	(2) (1)以外の もの	1件につき <u>12,500円</u>
14 道路交通法第108 条の2第1項第14 号に掲げる講習	<u>1件につき1,000円に</u> <u>1時間につき2,600円</u> <u>を加算した額</u>	14 道路交通法第108 条の2第1項第14 号に掲げる講習	<u>1時間につき2,250円</u>
15 道路交通法第108 条の2第1項第15 号に掲げる講習	1時間につき <u>2,100円</u>	15 道路交通法第108 条の2第1項第15 号又は第16号に掲 げる講習	1時間につき <u>2,000円</u>
16 <u>道路交通法第108</u> <u>条の2第1項第16</u> <u>号に掲げる講習</u>	1時間につき <u>2,050円</u>	(46) <u>道路交通法第108条の3第1項又は第108条</u>	

(47)～(68) 略 2 略	<u>の3の2の規定に基づく基準該当初心運転者又は軽微違反行為者に対する通知</u> <u>1件につき900円</u> (47)～(68) 略 2 略
-------------------------------	--

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。